

日本計算工学会名誉会員制度規程

2020年9月17日 制定

(総則)

第1条 本規程は、本会の名誉会員制度について定める。

(目的)

第2条 計算工学とその関連分野技術に関して卓越した功績を持ち、責任ある立場で長年にわたり指導的役割を果たし、社会および本会の発展に顕著な貢献をなした個人に最高位の名誉を与える。

(資格)

第3条 名誉会員の称号を受ける資格は、概ね70歳以上で下記のいずれかに該当する個人とする。

- ・本会会長経験者
- ・本会のフェローの称号を受けた者
- ・本会の目的達成に顕著な貢献をした者

(選考)

第4条 名誉会員候補者を選考するために名誉会員選考委員会を理事会の直属機関として設ける。選考基準および選考方法は、別に定める。

第5条 名誉会員選考委員会は、名誉会員候補者の選考を行い、選考結果を理事会に報告する。名誉会員選考委員会の構成は、下記のとおりとする。委員は会長が指名する。

委員長：副会長（会務部門担当）

副委員長：総務担当理事

委員：理事2名、代表会員2名、フェロー2名

事務局：会員委員会

ただしフェローの指名が困難な場合は、理事に代えるものとする。

第6条 名誉会員の選考人数については、毎年1名までとする。

(認定)

第7条 名誉会員選考委員会の報告に基づいて理事会で候補者の推薦が決議され、本人の承諾をもって名誉会員として認定される。候補者が会員でない場合には入会の手続きを必要としない。

(表彰方法等)

第8条 名誉会員の称号を受けた個人に対しては、会長による称号の認定証を授与するとともに、学会誌ならびに日本計算工学会ホームページに名前を記載する。名誉会員の称号は、永続的に継続されるものとする。

(処遇)

第9条 名誉会員の称号を得た個人は、以下の処遇を受けることができる。

- (1) 会費を納めることを要しない。
- (2) 以下の各種特典が付与される。

- ①本会発行の学会誌の配布
- ②本会発行の学会誌への投稿
- ③本会開催の各種学術集会への参加
- ④本会が関係する出版物の購入の便宜
- ⑤本会研究会への参加

(退 会)

第10条 退会は定款第9条による。

(附則)

2020年9月17日 制定